

全建事発第 030 号

令和 8 年 7 月 2 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔公印省略〕

建設工事の請負契約に関する法令遵守の徹底について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省より、建設工事の請負契約に関し、請負代金の支払いを巡る紛争が発生している状況を踏まえ、建設業法に基づく請負契約に関する法令遵守の徹底について、別添のとおり周知依頼がありました。

建設業法では、建設工事の請負契約について、当初契約及び変更契約のいずれについても、契約内容となる重要事項を書面に記載し、相互に交付することが義務付けられております。

また、適正な請負代金及び工期の設定など、請負契約の適正化を図ることが求められております。

つきましては、別添通知をご確認いただくとともに、貴協会会員企業に対し、本通知の趣旨についてご周知賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【別添】建設工事の請負契約に関する法令遵守の徹底について

（担当）事業部 児玉

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

国不建推第 24 号
令和 8 年 6 月 25 日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿
都道府県建設業担当部局長 殿
建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

建設工事の請負契約に関する法令遵守の徹底について

昨今、建設工事の請負契約の当事者間で請負代金の支払いに係る紛争が生じ、その相談が各都道府県や地方整備局等の建設業許可部局へ寄せられるなど、建設業法（以下「同法」という。）の遵守徹底に疑念を招くような事案が発生している。

同法第 19 条では、建設工事の請負契約の当事者は、当初及び変更契約の締結に際しては、契約の内容となる一定の重要な事項を書面に記載し、相互に交付すべきことを規定しているが、前述のような請負代金の支払いを巡る紛争については、同条の遵守が徹底されていないことがその一因と考えられる。

契約内容が書面化されていない場合、内容が不明確、不正確となり、後日の紛争原因ともなるため、工事の内容その他契約の内容となるべき重要な事項については、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことが必要である。

これまでも、請負契約の適正化については、元請下請間の取引の適正化を図るため、「建設業法令遵守ガイドライン（第十二版）」や「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和七年十二月十六日付け国不建推第五十八号・国不建振第七十八号・国官参建第九十一号国土交通省不動産・建設経済局長通知）等の通知を通じて周知しているところであるが、改めて当初及び変更契約の書面化、適正な請負代金や工期の設定などの建設工事の請負契約に関する法令遵守を徹底する必要がある。

については、同法の目的である建設工事の請負契約の適正化を踏まえ、不平等な契約関係の是正、特に下請負人を保護するためにも、当初及び変更契約の書面化、適正な請負代金や工期の設定などをはじめとする同法の各種規定の徹底に万全を期すよう、周知徹底を図るとともに、適切な指導に努められたい。